

書

書記官長

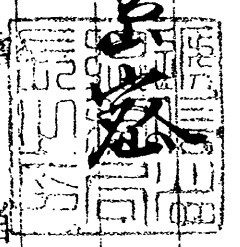
書記官

書

工部五三四二号 十月廿四日
 拜啓陳、別紙電送交換方法大要書に
 基き本年夏早、東京及横浜两市に
 電送交換事業創設の取置に着手する
 貴廳之趣に加入且、在座諸君の豫め
 賜教を仰せしむるに、先づ、
 東京、横浜两市に電送交換局を
 創設し、加入者相互に電送交換し得
 べし法を元来始より、申見せしむ
 べく、敬具

工部五三四二号 十月廿四日
 拜啓陳、別紙電送交換方法大要書に
 基き本年夏早、東京及横浜两市に
 電送交換事業創設の取置に着手する
 貴廳之趣に加入且、在座諸君の豫め
 賜教を仰せしむるに、先づ、
 東京、横浜两市に電送交換局を
 創設し、加入者相互に電送交換し得
 べし法を元来始より、申見せしむ
 べく、敬具

逓行次總務局長前呈



電話交換方法大要書

樞密院書記長 伊東巳代治 敬

電話交換ハ都府其他繁華ノ地ニ之ヲ設立シ以テ通信ノ利便ニ供
スルモノニシテ輒近歐米各國盛ニ行ハレ加入者日ニ月ニ増加シ
其建設構造及媒介ノ方法モ亦隨テ改良進歩シ大ニ一般交通ノ便
ヲ加ヘ殊ニ商工業ノ發達ヲ助ケ其利便著大ナルニ依リ今日ニ於
テハ交通上缺クヘカラサル一大要器タルニ至レリ
是故ニ本邦ニ於テモ先ツ之ヲ東京横濱ニ設立シ公衆ヲシテ其利
便ニ賴ラシメントス盛ニ商工業ヲ營ム者及廣ク社會ニ交際スル
者其他衆人ニ對シ急速通信ノ必要アル者之ニ加入スルトキハ其
便益實ニ鮮少ナラサルヘキナリ但大坂京都其他人煙稠密商工業
繁盛ノ地ニモ亦徐次之ヲ設立セシ

電話交換方法大要

此大要ニ依リ電話交換規則ヲ制定シ追テ遞信省令ヲ以テ之ヲ發布ス

一 電話交換ヲ設立スル地ニハ遞信省ニ於テ其中央ニ電話交換局ヲ設置シ又其地内ノ各所ニ便宜電話支局ヲ設置シ電話支局ノ電話線及加入者ノ使用ニ供スル電話線ヲ交換局ニ湊合シテ其交換ノ媒介ヲ爲ス事

一 各加入者ノ使用ニ供スル電話線及各加入者ノ邸宅ニ裝置シテ其使用ニ供スル電話器ハ遞信省ニ於テ之ヲ架設裝置シ其修繕モ亦遞信省之ヲ負擔スル事

但加入者疎虞懈怠ニ依リ其電話器ヲ毀損シ又ハ竊取セラレタルトキハ遞信省ニ於テ之ヲ修理シ又ハ新ニ裝置スヘシト

雖其費用ヲ辨償セシムハシ

一加入者相互電話ヲ爲サント欲スルトキ其邸宅ニ裝置スル電話器ヲ用ヒ其旨ヲ電話交換局ニ通知スレハ電話交換局ニ於テ其兩者ナシテ直ニ對話セシムル事

但電話支局ハ加入者ト電話センカ爲メ出頭スル者ナシテ加入者ト對話セシムル爲メニ設置スルモノトス故ニ加入者ハ加入者相互對話スルヲ得ルノミナラス電話支局ニ出頭スル者ニ對シテモ對話スルヲ得ヘシ

一加入者其邸宅ニ裝置スル電話器ニ依リ電話交換局ニ依托シテ電信ヲ各地ニ發シ又ハ各地ヨリ加入者ニ達スル電信ヲ電話交

換局ヨリ直ニ電話スルコトヲ請求スルトキハ電話交換局ニ於テ直ニ此請求ニ應シ其取扱ヲ爲スヘキ事

一加入者ハ其電話線及電話器ノ使用料トシテ一ヶ所ニ付東京ハ年額五拾圓横濱ハ全四拾圓ヲ四回ニ分テ前納セシムヘキ事
其電話器裝置ノ場所市區外ニ在ルモノハ使用料若干ヲ増加スヘキ事

但此使用料額ハ加入人員東京大凡三百名横濱大凡二百名ヲ標準トシテ算定シタルモノナレハ若シ加入者多數増加スルトキハ其増加ニ隨ヒ幾分テ減スヘキモノトス

一加入者相互ノ間ニ電話シ及加入者電話交換局ト電話スルハ別

ニ電話料ヲ要セサルハ勿論ノコトナレモ其他ノ電話ハ五分時
間迄毎ニ電話料トシテ七錢ヲ納メシムヘキ事

一加入者電話交換局ニ依托シテ電信ヲ各地ニ發スルトキハ相當
ノ電信料ノ外賸寫手数料トシテ一通ニ付貳錢ヲ納メシムヘキ
事

一加入者其使用ノ電話器ヲ他ニ移轉セント欲スルトキハ遞信省
其請求ニ應シテ之ヲ移轉シ移轉ニ要スル費用ヲ請求人ヨリ辨
納セシムル事

一加入者最初ノ加入約定期限ヲ二ケ年トシ爾後繼續ノ約定期限
ヲ一ケ年トスル事

但加入者解約セント欲スルトキハ期限ノ終ヨリ三ケ月以前
ニ其旨ヲ遞信省ニ通知スヘシ若シ此通知ナキトキハ更ニ一
ケ年繼續ノモノト見做スヘシ

一加入セント欲スル者ハ左ノ書式ノ申込書ヲ遞信省ニ差出スヘ
キ事

書 式

東京(横濱)電話交換加入申込書

私儀東京(横濱)電話交換ニ加入致度ニ付某場ニ電話器設置相
成度此段豫メ申込候也

住所

年月日

氏

名

六

印

遞信省工務局

御中

明治廿二年十月十四日

書記官長 承印

書記官 とも分直

電話交換所通信有回答ノ件

京濱兩市間ニ創設スル電話交換ノ事業
本院ニ於テ加入スル事否ノ照會ニ對シ回答
案在ノ通りニテ可也哉

案

所省工務五三四二号ノ以テ京濱兩市

續六

局

長

元